○ 総務省告示第 中

き、超広帯域無線システムの無線局の無線設備の技術的条件を炊のように定める。 無線設備規則の一部を改正する省令(平成二十二年総務省令第〇〇〇号)附則第三項の規定に基づ

平成 年 月 日

総務大臣 原口 一博

大輻射電力を(I)四一・三デシベル(一ミリワットをOデシベルとする。)から(I)二五デシるものについては、仰角が三○度以上の角度の範囲において、任意の一肌の帯域幅における等価等一 超広帯域無線システムの無線局であって、二三・六 跳以上二四 砒未満の周波数の電波を使用す

ベル以上低下させることとする。

上共一ちを着突着とせても推開回往は、そので調と場げるとおりでいること。上二四晩未満の周波数の電波を使用するものについては、次の表の上欄に掲げる電波天文業務の用二 超広帯域無線システムの無線局であって、二二・二一晩以上二二・五晩未満又は二三・六晩以

に供する受信設備に対する離隔距離は、表の下欄に掲げるとおりであること。

長野県南佐久郡南牧村野辺山六二番二号場 所 照 距 離 離 隔 田 離

東経 一三八度二八分二三・二秒	Υ km
北緯 三五度五六分四〇・九秒	
鹿児島県鹿児島市平川町字狐迫ニー五五番地	
東経 一三○度三○分一八秒	K H
北緯 三一度二八分 四秒	
北海道苫小牧市字高丘 (北海道大学苫小牧研究林内)	
東経 一四一度三五分四九秒	1 7 🖺
北緯 四二度四〇分二五秒	
岩手県水沢市星ヶ丘町二番一二号 (国立天文台>ERA観測所内)	
東経 一四一度〇七分五七秒	日 x
北緯 三九度〇八分〇一秒	
東京都小笠原村父島字旭山	
東経 一四二度一三分〇〇秒	J m K
北緯 二七度○五分三一秒	
鹿児島県薩摩川内市入来町裏之名四〇一八番地三	

東経 一三○度二六分二四秒	1 1 Km
北緯 三一度四四分五二秒	
沖縄県石垣市登野城嵩田二三八九番一	
東経 一二四度一〇分一六秒	1 TA
北緯 二四度二四分四四秒	